別表の第２章通則の10の注１中「指定通院医療機関」の下に「（令第１条各号に掲げるものを除く。）」を加え、「看護師等」を「看護師、作業療法士又は精神保健福祉士（以下「保健師等」という。）」に改め、同注２中「指定通院医療機関」の下に「（令第１条各号に掲げるものを除く。）」を加え、「保健師、看護師等」を「保健師等」に改め、同注３中「保健師、看護師等」を「保健師等」に改め、同注４中「８時間」を「、３時間を超えた時間について、５時間」に改め、同注７中「指定通院医療機関」の下に「（令第１条各号に掲げるものを除く。）」を、「行われる」の下に「医療観察精神科ショート・ケア、」を加え、「及び医療観察通院集団精神療法」を「、医療観察通院集団精神療法又は医療観察認知療法・認知行動療法」に改め、同注の次に次のように加える。

注８　指定通院医療機関（令第１条各号に掲げるものを除く。）による医療観察精神科訪問看護・指導と令第１条各号に掲げる指定通院医療機関（以下「訪問看護事業型指定通院医療機関」という。）による医療観察訪問看護が同一月に混在して行われる場合は、同一日に双方が実施することのないよう十分に調整すること。また、医療観察精神科訪問看護・指導料と医療観察訪問看護基本料の算定回数の合計は、前期通院対象者通院医学管理料を算定した月にあっては週５回を、それ以外の場合にあっては週３回をそれぞれ限度とすること。

別表の第２章通則中10を11とする。

別表の第２章通則の９中「1,000点」を「1,040点」に改め、同９中注２及び注３を削り、注４を注２とし、同注の次に次のように加える。

注３　前期通院対象者通院医学管理料又は中期通院対象者通院医学管理料を算定した月に行われる当該療法については、医療観察通院前期・中期加算として、所定点数に50点を加算する。

注４　医療観察精神科デイ・ナイト・ケアを算定した場合は、医療観察精神科デイ・ケア及び医療観察精神科ナイト・ケアは算定しない。

別表の第２章通則中９を10とする。

別表の第２章通則の８中「500点」を「540点」に改め、同８中注２を削り、注３を注２とし、同注の次に次のように加える。

注３　前期通院対象者通院医学管理料又は中期通院対象者通院医学管理料を算定した月に行われる当該療法については、医療観察通院前期・中期加算として、所定点数に50点を加算する。

別表の第２章通則中８を９とする。

別表の第２章通則の７のイ中「550点」を「590点」に改め、同ロ中「660点」を「700点」に改め、同７中注２を削り、注３を注２とし、同注の次に次のように加える。

注３　前期通院対象者通院医学管理料又は中期通院対象者通院医学管理料を算定した月に行われる当該療法については、医療観察通院前期・中期加算として、所定点数に50点を加算する。

別表の第２章通則中７を８とする。

別表の第２章通則の６中注３を注４とし、注２の次に次のように加える。

注３　前期通院対象者通院医学管理料又は中期通院対象者通院医学管理料を算定した月に行われる当該療法については、医療観察通院前期・中期加算として、所定点数に20点を加算する。

別表の第２章通則中６を７とし、５を６とし、４を５とし、３の次に次のように加える。

４　医療観察認知療法・認知行動療法（１日につき）　420点

注１　通院対象者について、認知療法・認知行動療法に習熟した指定通院医療機関の医師が、一連の治療に関する計画を作成し、通院対象者に説明を行った上で、医療観察認知療法・認知行動療法を行った場合に、一連の治療について16回に限り算定する。

注２　診療に要した時間が30分を超えたときに限り算定する。

注３　指定通院医療機関において、医療観察認知療法・認知行動療法と同一日に行う他の医療観察精神科専門療法は、所定点数に含まれるものとする。ただし、前期通院対象者通院医学管理料を算定した月に行われる医療観察精神科訪問看護・指導料についてはこの限りでない。

別表中第３章を第４章とし、第２章の次に次のように加える。

第３章　医療観察訪問看護

通則

訪問看護事業型指定通院医療機関が、医療観察訪問看護を行った場合、その費用は、１により算定される点数に２又は３により算定される点数を加えた点数とする。

１　医療観察訪問看護基本料

イ　医療観察訪問看護基本料（Ⅰ）　555点

ロ　医療観察訪問看護基本料（Ⅱ）　160点

注１　医療観察訪問看護基本料（Ⅰ）については、通院対象者又は家族等に対して、法第104条の処遇に関する実施計画や当該通院対象者にかかる通院対象者通院医学管理を行っている指定通院医療機関の主治医の指示に基づき訪問看護事業型指定通院医療機関の保健師、看護師又は作業療法士（以下「看護師等」という。）が、訪問して看護又は療養上必要な指導を行った場合に算定する。

注２　医療観察訪問看護基本料（Ⅱ）については、通院対象者であって、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービスを行う施設及び福祉ホーム並びに同法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた精神障害者社会復帰施設に入所している複数のものに対して、法第104条の処遇に関する実施計画や当該通院対象者に係る通院対象者通院医学管理を行っている指定通院医療機関の主治医の指示に基づき訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が、訪問して看護又は療養上必要な指導を行った場合に算定する。

注３　注１に規定する場合であって、看護師等が当該訪問看護事業型指定通院医療機関の他の看護師等又は准看護師と同時に訪問して、看護又は療養上必要な指導を行った場合は、複数名訪問看護加算として、次に掲げる区分に応じ、それぞれに次に掲げる点数を所定点数に加算する。

イ　看護師等が他の看護師等と同時に医療観察訪問看護を行った場合　430点

ロ　看護師等が他の准看護師と同時に医療観察訪問看護を行った場合　380点

注４　注２に規定する場合であって、医療観察訪問看護の時間が３時間を超えた場合は、３時間を超えた時間について、５時間を限度として、１時間又はその端数を増すごとに所定点数に40点を加算する。

注５　医療観察訪問看護基本料については、前期通院対象者通院医学管理料を算定している当該月にあっては週５回を、それ以外の場合にあっては週３回をそれぞれ限度として算定する。

注６　医療観察訪問看護に要した交通費は、患家の負担とする。

注７　訪問看護事業型指定通院医療機関による医療観察訪問看護と指定通院医療機関（令第１条各号に掲げるものを除く。）による医療観察精神科訪問看護・指導が同一月に混在して行われる場合は、同一日に双方が実施することのないよう十分に調整すること。また、医療観察訪問看護基本料と医療観察精神科訪問看護・指導料の算定回数の合計が、前期通院対象者通院医学管理料を算定した月にあっては週５回を、それ以外の場合にあっては週３回をそれぞれ限度とすること。